

## 海外遠征申請について

JFA競技会規則 第4節第19条

(海外における競技)  
加盟チーム又は選手が外国を訪問して競技を行おうとするときは、事前に本協会の承認を得なければならない。

### ■ 提出期限

遠征の前々月の20日まで

### ■ 提出書類

- (1) 海外遠征申請書
- (2) 申請料の振込が確認できる書類（振込明細書等）
- (3) 海外遠征申請入力フォーム（例を参考にして入力してください）
- (4) メンバーリスト（選手団責任者、役員、選手名を記入）
- (5) 日程（案）（旅行会社等で作成されたものでも可）
- (6) 遠征先協会または大会主催者発行の承諾書または招聘状  
（原則必須 但し親善試合棟で承諾書又は招聘状が無い場合は提出不要）

### ■ 手続きの流れ

- 1、「(1) 海外遠征申請書」ほか提出書類を作成
- 2、申請料（¥5,000+消費税）を下記口座へチーム名にて振り込む  
    « 振込口座 »  
        山形銀行 本店営業部  
        普通 0-683-299  
        特定非営利活動法人 山形県サッカー協会 会長 桂木聖彦
- 3、提出書類を山形県サッカー協会へメールにて送信  
    « 送信先 »  
        メールアドレス : info@yfa.jp  
        山形県サッカー協会 事務局 宛  
        メールのタイトルに 海外遠征申請 と入力ください
- 4、山形県FAにて提出書類と申請料の入金を確認後JFAへ申請  
    JFAにて領収書発行し山形県FAへ送付の後 山形県FAより申請者へメールにて送付
- 5、JFAにて申請書類を確認し JFA理事会にて承認され次第手続き完了  
    ※JFA及び山形県FAからチームへの回答書の発行はありませんので JFAウェブサイト掲載の理事会報告にて確認してください  
    [http://www.jfa.jp/about\\_jfa/report/executive\\_committee.html](http://www.jfa.jp/about_jfa/report/executive_committee.html)

### ■ その他・注意事項など

- ・ JFAからアジアサッカー連盟に通達(提出)するフォーム(Tier Form)の写しを希望の場合は JFA国際部 (kaigai.shinsei@jfa.or.jp) まで直接ご連絡ください  
    フォームの写しはチームより要請があった場合のみ発行されます
- ・ JFAの承認を得ずに海外遠征をおこなった加盟チームまたは選手は JFA基本規則第3条4項により処分の対象となりますのでご注意ください

(遵守事項及び禁止事項)  
加盟団体、加盟チーム及び選手等は、本協会及びFIFAの承認なしに、他国の各国サッカー協会の領域におけるその主催試合及び協議会に参加してはならない。

- ・ JFAは海外遠征承認後に遠征先協会へその旨を通知します
- ・ JFAより要望がある場合は 海外遠征報告書を提出いただく事があります